

# 中国知的財産制度における最新状況

## Latest Status of Intellectual Property System of China

谷山 稔 男\*  
Toshio TANIYAMA

**抄録** 2008年6月5日に国務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表して以来、中国における知的財産制度は急速に変化している。今回、自主创新を取り巻く状況など中国知的財産制度における最新状況を紹介する。

### 1. 自主创新を取り巻く状況

第11次五カ年計画（十一・五）は、2006年～2010年の5年間における中国の経済社会発展の壮大な青写真であり、全国各民族の共通の行動綱要であり、政府が経済の調節、市場の監視管理と社会の管理を行い、公共サービスの責務を果たす際の重要な拠り所である。

「十一・五」では、自主创新能力の向上を一つの大きな目標としているが、「自主创新能力」とは何であろうか。筆者は、中国企業が主体的に創造・革新する能力と考えている。特に中国企業を対象とし、外資企業は念頭においてないことに注意が必要である。例えば、「十一・五」は、「導入した先進技術を消化、吸収した上で再創造革新する能力を高める必要がある。」と明記しており、外国の先端技術を消化、吸収し、中国独自のイノベーションを生み出すことを目標としている。中国は当初、「以市場換技術」（市場と技術を交換するという意味であり、外資企業に市場を提供する引き換えに、優秀な技術を習得すること）を方針としていたが、未だ優秀な中国企業は少なく、外資企業に支払うライセンス料は高額といわれている。ま

た、人件費の高騰に伴い、製造大国からイノベーション型国家への転換が求められている。そのため、自主创新能力の向上がクローズアップされているのである。2008年6月5日に国務院が公表した「国家知的財産権戦略綱要」においても、2020年までに中国を「自主的知的財産権の水準も保有件数も、イノベーション型国家の構築を有効に支持」できるようにするとの目標を掲げている。

それでは、自主创新能力を高めるために中国政府はどのような政策を講じているのだろうか。「十一・五」をみると「自主創造革新をサポートする財政税制、金融および政府購入の政策を実施し、企業に対して研究開発への資金投入を増加するように誘導する。」と記載されている。

この財政的支援として、中国は国外専利出願助成金管理暫定施行弁法を制定し、特許協力条約（PCT）出願<sup>1</sup>をするために要する費用の助成を開始した。この弁法は、中国国内の出願人による積

\* 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター 知的財産権部 部長  
Director of Intellectual Property Rights Department, Japan External Trade Organization (JETRO) Beijing

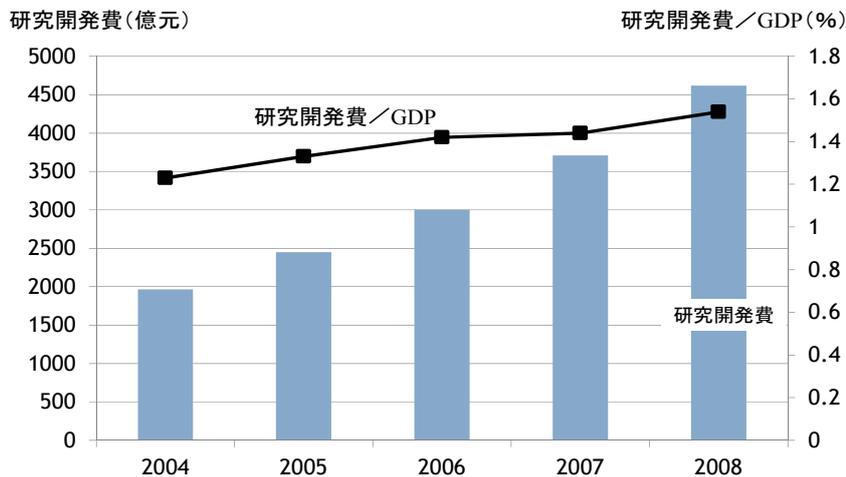
極的な国外特許出願を支持し、自主創新による成果を国際的に保護していくことを目的としている。助成金は最多で5カ国までとし、1カ国につき10万人民元を上限とする。弁法を作成した財政部によると、外資企業であっても当該制度を利用することは可能であるとのことだが、「十一・五」を踏まえると、やはり中国企業を対象とした制度であろう。また、ハイテク企業認定管理弁法による減税制度もある。一定の条件<sup>2</sup>を満たす企業に対して企業所得税が減税（25%→15%）されるという制度であり、日系企業もハイテク企業認定を受けている。地方政府間又は経済開発区間では、ハイテク企業の認定数を競いあっているため、外資企業であっても認定が可能となっていると思われる。

政府調達に関する政策としては、2009年10月に「国家自主創新製品の認定に関する通知」が公表されたことは記憶に新しい。国家自主創新製品は、政府調達・国家重大プロジェクトにおける調

達等において優先的に購買されるが<sup>3</sup>、この国家自主創新製品の認定要件を規定する通知である。2009年の認定要件をみると、外資企業にとって不利との指摘が強い。例えば、商標の原始登録地が中国であることが要件の一つとなっていた。しかし、外国政府等の指摘を受けたためか、2010年に改めて意見募集された認定要件では、商標の原始登録地に関する要件は削除されている。なお、現時点において、通知が正式に発表されたとの報告はなされていない。

研究開発への資金投入の増加として「十一・五」は、「自主創造革新能力が増強され、発展のための試験研究経費支出が国内総生産に占める割合が2%に増加」と規定する。また、国家中長期科学発展計画要綱（2006年－2020年）は、2020年までに研究開発費がGDPに占める割合を2.5%以上にするとの目標を掲げている。なお、2008年の数値<sup>4</sup>は1.54%である。（図1）

図1：研究開発費の推移



（出典）中国統計年間（2009年版）

## 2. 知的財産制度の現状

日本における特許出願件数が近年減少している中、イノベーション型国家の構築を目指す中国では特許出願件数が急増している。2008年のPCT出願で、中国企業である華為技術有限公司が世界第一位となったことは記憶に新しい。また、出願

件数が増加しているものの、First Actionに要する期間（FA 期間）は12.5カ月であり、最終処分までに要する期間も25.8カ月と短い。これは審査官を増員し、処理件数を前年比33%増加させたことが要因である。（図2、図3）

図2：中国における特許，実用新案，意匠の出願件数

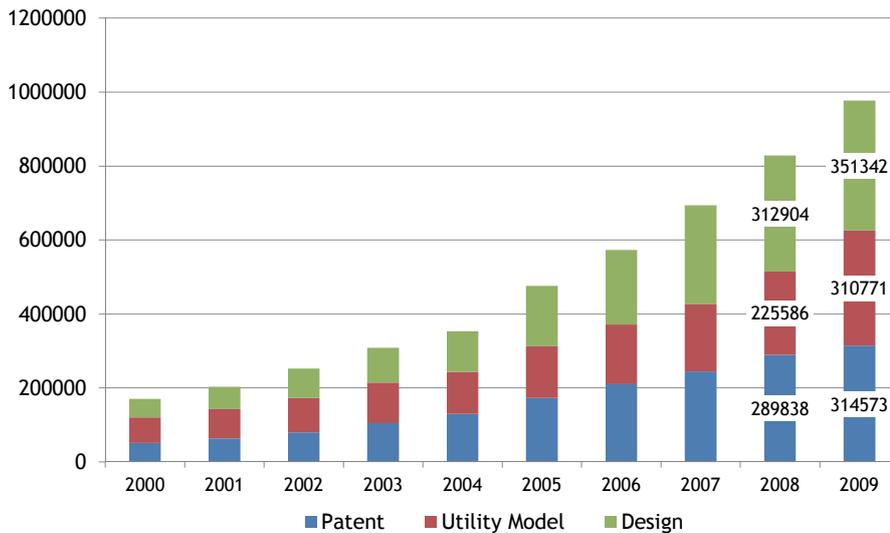
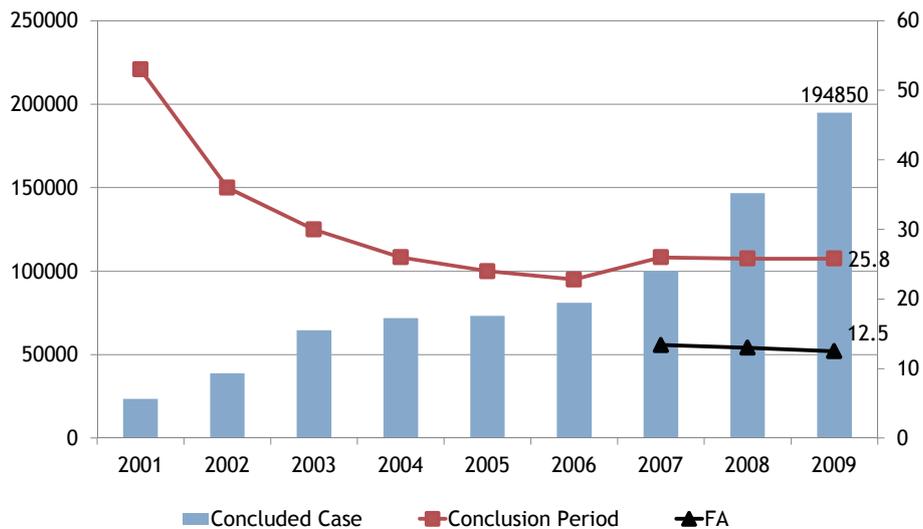


図3：中国における審査処理件数及び要処理期間

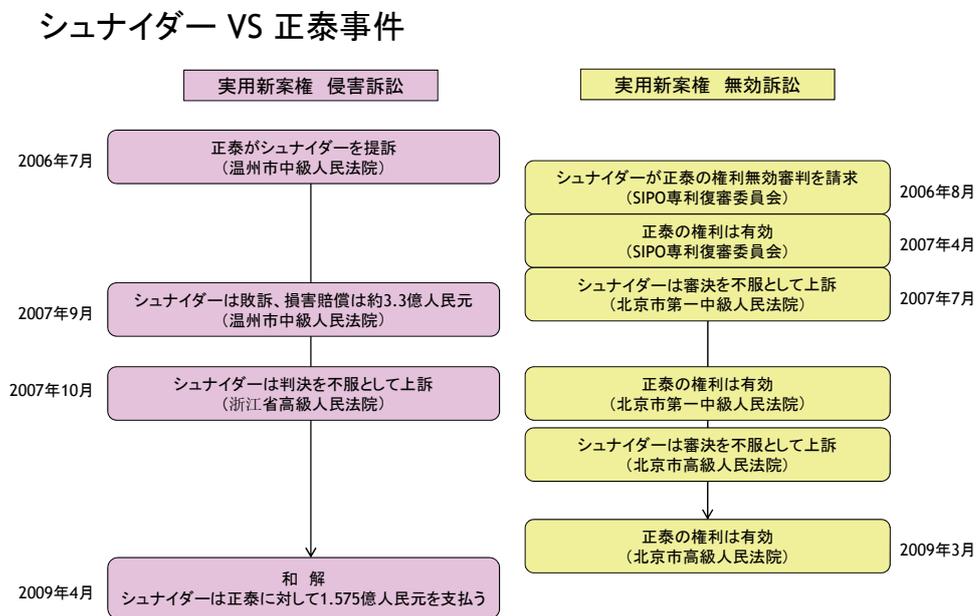


(出典) SIPO 年度報告, SIPO 最新状況紹介

特許以上に出願件数の増加が激しい権利が実用新案権である。2009年の出願件数は前年比38%増加し、特許出願件数に匹敵する。中国の実用新案制度は日本と同様、無審査登録であるが、権利を容易に行使できる点で日本の実用新案制度とは異なる。実用新案権を巡っては、シュナイダー（実際は現地法人）と正泰が権利侵害訴訟を繰り広げ、約3.3億人民元の損害賠償が認定された。無審査

登録される実用新案権であっても権利行使は特許権と変わらないため、その活用及び防御を検討しておく必要がある。例えば、実用新案権侵害を提訴された場合を想定し、予め先使用の証拠を確保しておくといった準備も必要ではないだろうか。少なくとも中国実用新案権の調査は行うべきだろう。（図4）

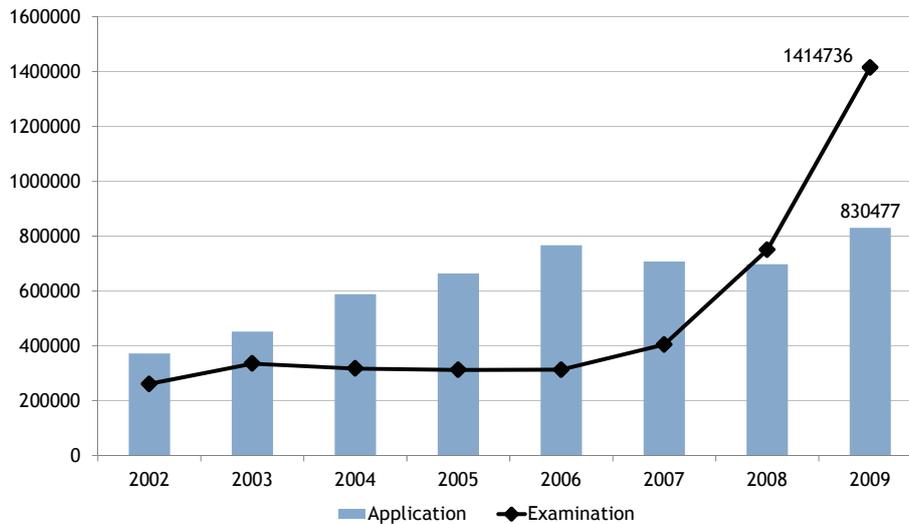
図4：シュナイダー実用新案権侵害訴訟の経緯



商標登録出願の状況はどうだろうか。1 出願 1 区分制であるため、単純に日本と比較はできないが、2009年は約83万件の商標出願があり、世界第1位である。これまでは出願件数が審査件数を超え、滞貨が増える一方であったが、国家工商行政管理総局は2009年11月、商標事業の世界水準達成計画（2008年－2012年）を公布し、「3・5の目標」を提示した。「3・5の目標」とは、3年間（2008年－2010年）で商標登録審査及び審判の案件滞貨

を解決し、5年間（2008年－2012年）で商標事業を世界的水準まで引き上げることである。そのため、2012年には商標登録審査期間を10月以内、異議申立及び審判の審理期間を20月以内、等の具体的な数値目標を提示した。2009年の審査件数は、140万件以上を審査（前年比89%増加）し、審査期間は19月まで短縮された。さらに2010年の目標は、審査件数140万件、審査期間を19月から1年以内への短縮である。（図5）

図 5：中国における商標出願件数及び処理件数



(出典) CTMO 年次報告書

### 3. 模倣品取り締まりに関する新たな制度

#### (1) インターネット上の模倣品販売

近年、インターネット上の模倣品販売が問題となっている。中国では「権利侵害責任法」が施行され、また工商行政管理総局が「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法」（インターネット商品取引等管理暫定弁法）を2010年7月1日から施行している。このインターネット商品取引等管理暫定弁法は、インターネットを介して商品及びサービスを提供する者を規制する法規であるが、ウェブサイト経営者（ISP：Internet Service Provider）の義務も規定する。ウェブサイト経営者の義務としては、例えば次のようなものがある。

- ウェブサイトを通じて商品又はサービスを提供する者に対する検査監督制度の構築。
- 権利侵害行為を証明する証拠がある場合、「権利侵害法」に基づく必要な措置の執行。
- 不法経営者の登録情報、取引データのバック

アップなどの資料の提供。

また、工商行政管理部門は、ウェブサイトの接続サービスの一時遮断又は停止、不法ウェブサイトの閉鎖を通信管理部門に要請しなければならない。

2010年7月6日、日本国特許庁と中国国家工商行政管理総局（SAIC）とが共催し、インターネット商品取引等管理暫定弁法に関する説明会が開催された。SAICの説明によると、インターネット上に模倣品を発見した場合、権利者は権利侵害責任法に基づき、ウェブサイト経営者に投訴できるし、インターネット商品取引等管理暫定弁法に基づき工商行政管理局に投訴することもできる。権利者にとって、インターネット上の模倣品販売対策に強力なツールが構築されたともいえる。

#### (2) 税関における水際措置

中国は世界の製造拠点であり、模倣品も中国から世界へと流通している。そのため、権利者の多くは中国税関で知的財産権を登録し、輸入・輸出

品に対する税関取り締まりを行っている。税関における模倣品取り締まりを効果的に行うためには、貿易権を有する輸出入業者、通関業務を代理する通関代理業者の協力が欠かせない。税関企業分類管理弁法は、通関代理業者及び輸出入業者（通関代理業者等）を5段階による分類管理しており、知的財産権侵害により税関に没収されたか否かを企業分類認定の基準の一つに採用している。しかし、取扱量が多い通関代理業者等であればあるほど知的財産権侵害により税関に没収される可能性は大きく、企業分類が低く認定されてしまうため、通関代理業者等の不満が大きい。そこで、中国税関総署では税関企業分類管理弁法を改正し、通関代理業者等が合理的な審査義務を果たしたか否かを企業分類の認定要件にすることを検討している。2010年6月22日には、中国税関総署が税関企業分類管理弁法改正に関する公聴会が山東省済南市で開催された。この公聴会には権利者及び通関代理業者等が参加し、活発な意見交換が行われた。

#### 4. 所感

中国は巨大な国ではあるが、方向性が決まると一斉にその方向に突き進む。従って、変革のスピードは極めて速い。国家知的財産権戦略綱要が公表されて以降、そのスピードはなお一層加速した感がある。JETRO 北京センターでは、知的財産制度の動向をいち早く掴み、広く情報提供を行うとともに、中国政府機関と協力し、知的財産分野における相互理解が深まるよう努めている。

#### 注)

- 1 中国国家知識産権局（SIPO）を受理官庁とするPCT出願に限る。
- 2 ハイテク企業として認定されるためには、一定の条件を満たさねばならない。主な条件には、①直近3年間の自主研究開発等又は5年以上の独占実施許諾を通じて、主たる製品（サービス）の核心技術に対して自主知的財産権を有する。②大卒以上の学歴を有する技術職従業員が総従業員数の30%以上、そのうち研究開発に従事する技術職従業員が総従業員数の10%以上である、ハイテク製品（サービス）による収入が企業の当年の総収入の60%以上を占める、等がある。
- 3 国家自主创新製品認定管理弁法（試行）
- 4 日本における研究開発費がGDPに占める割合は、2008年FYで3.78%である（出典：2009年科学技術研究調査）。